

香美町農業委員会総会(第4回)議事録

- 1 開催日時 令和3年7月27日(火) 9:30~10:47
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 中村 成一
 - 委員 3番 岡田 久志
 - 4番 西村 功
 - 5番 井村 壽之
 - 6番 文堂 福一
 - 7番 米田 和弘
 - 8番 門垣 日出男
 - 9番 中村 彰男
 - 10番 山本 薫
 - 12番 吉川 正人
 - 13番 橋本 幸長
 - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(1人)
 - 11番 山本 太一
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)
 - 代表 1番 中川 君雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 4番 原 君枝
 - 5番 小林 隆夫
 - 6番 田中 晃
 - 副代表 8番 東垣 泰彦
 - 9番 毛戸 良久
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)
 - 7番 田野 豊博
 - 10番 本上 純也
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 7月27日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 報 告
 - (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2)農地の改良(形状変更)届出について
 - (3)無線基地局の事業計画について
 - 第4 議案第11号 非農地証明願承認について
 - 第5 議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第6 議案第13号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について
 - 第7 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
 - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。
(異議なし)
 - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は8番「門垣日出男委員」と9番「中村彰男委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、8番「門垣日出男委員」と9番「中村彰男委員」よろしく願います。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地の改良(形状変更)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③農地改良を必要とする理由、④農地改良工事の概要、⑤農地改良の工事期間の順に朗読する。
議 長	それでは、この届出につきまして、7月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
2番	申請地は、県道4号線、大乘寺橋南側の信号機を西へ500m進みますと守柄川にあたります。その守柄川手前の道路を南へ約100m進んだところにあります。 申請内容は、土地の嵩上げをして作業効率を上げるための形状変更届出です。区長、農会長、隣接土地所有者の同意は得ております。
議 長	「中村成一委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
14番	ここの農地区分は。
事務局	周囲が宅地化されていることから、第3種農地と見込んでいます。
14番	変更の形態は。
事務局	畑です。
14番	以前、私がここの耕作を請け負っていたもので、地元の方から要望を聞いております。 まず、1点目ですが、埋め立ての土ですが、廃棄物の混入しない土を搬入してほしい。それから2点目ですが、工事期間が盆にかかります。土の搬入路は墓地への参道となっていますので、盆と地蔵盆の期間は搬入に配慮してほしい。以上2点要望がありましたので、よろしく願います。
事務局	要望のことは届出人に伝えます。

推進委員 1番	申請地の周囲の土地利用状況は、水田ですか。
2番	耕作されていません。
議長	他にありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	ないようですので、届出を受理することとします。
議長	次に、報告事項3番として、無線基地局の事業計画を4件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしております。県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっており、現地調査は行わなくてもよいことになっています。申請者は法定事業者となっていますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	ないようですので、届出を受理することとします。
議長	日程第4 議案第11号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから31ページです。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第11号 番号1番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号の秋岡バス停から4.1kmのところに出合橋があります。そこを左折して旧熱田地区に入っていくんですが、今回の現地調査で、出合橋から500mほど入ったところで、前の大雨により土砂崩れし道路が寸断していました。それ以上進むことができませんでしたので、私が一昨年、国道の草刈りで熱田地区の終点までいきた経験から説明させていただきたいと思います。 熱田地区は、数十年前に住民全てが野間谷口に移り住み住民不在地区です。現地は、旧熱田分校から数kmあがったところが、旧熱田地区です。 申請地は、現況写真のように山林化していました。申請内容は、不在地主である願出人が土地整理をするための地目変更登記のための願出です。
議長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第11号 番号2番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号、貫田地区入口から200mほどいきたところに3筆があります。もう一つの現地は、そこから更に200mのぼるとT字路があります。それを右折、吉滝方面に400mのぼった左手側にあります。 申請地は、現況写真のように里道の法面のようになっていて雑草が生い茂った雑種地となっていました。残り2筆は軽トラがギリギリ通れるくらいの進入路になっており、宅地の庭の一部となっていました。 あと、住宅から離れたもう1筆は、こちらも現況写真のように平成5年頃に建てられた倉庫と、一部は近所の知人が起こしたであろう家庭菜園でした。 申請内容は、不在地主である願出人が土地整理をして処分をするため地目変更登記のための願出です。
議長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第11号 番号3番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「西村功委員」と私が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地ですが、国道9号「宇和野高原口」交差点を県道小代村岡線に入り和池集落方面へ約800m進みますと森脇公民館がありますが、その公民館の横に圃場に入る交差点があります。その交差点を右折し約200mのところ右側にあります。 現地は、現況写真のように竹や雑木が生い茂り山林化していました。 申請内容ですが、願出人は不在地主であり、この際、所有する土地を処分したいとのことから地目変更登記のための願出です。
議長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第11号 番号4番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「西村 功委員」と私が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地ですが、国道9号「小代口信号」交差点を国道482号に入り小代方面へ約1.2km進みますと全但バスの長板バス停があります。そのバス停から小代方面に約200mのところ国道482号沿いの右側にありました。 現地は、現況写真のように竹や雑木が生い茂り山林化していました。 申請内容ですが、願出人は不在地主であり、この際、所有する土地を処分したいとのことから地目変更登記のための願出です。
議長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第11号 番号5番の非農地証明願について、7月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、旧香住第二中学校から豊岡方面に約1km進んだところ、道端の右手にあります。 現地は、昭和40年頃から耕作放棄され笹、雑木が生い茂り山林化していました。 申請内容は、登記上の整理のため地目変更登記のための願出です。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第12号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。

事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①32ページから36ページです。続いて、本日も配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第12号の申請について、7月20日に現地調査委員であります「西村 功委員」と私が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地ですが、国道9号「小代口信号」交差点を国道482号に入り小代方面へ約1.2km進みますと全但バスの長板バス停があります。そのバス停から小代方面に約100mのところに建設会社が所有する車庫があります。その車庫の横に申請地上る道があり、車庫から約20mのところ2筆がありました。また、もう1筆は、全但バスの長板バス停手前約40mのところ長板橋に通ずる交差点がありますが、その交差点を橋に向かって約40mのところ左側にありました。 現地ですが、先に説明した2筆は農業用機械の進入が難しく自己保全をされていました。今後は、果木を植える予定にされています。 また、もう1筆は現況写真のように水稲が栽培されており良好に管理されておりました。 申請内容ですが、譲渡人は不在地主であり、健康上の都合で、こちらに帰ってくることができなくなったことから、所有する土地を処分したいとの要望に譲受人が応じられたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号の申請については、許可することに決定しました。
議長	日程第6 議案第13号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。 現在、香美町では農地を取得できる下限面積を30アールと定めておりますが、平成29年11月の総会において「香美町空き家バンクに付帯した遊休農地の別段面積及び当該区域の指定に関する内規」を議決し、その内規において、空き家バンクに付帯した農地取得のための下限面積は1㎡とし、その地番を指定して告示することによって当該地番のみ1㎡とすることができるとしています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第13号の申請について、7月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、先ほどの非農地証明願の5番の場所と同じで、空き家バンク付帯農地として、九斗区の堀田地区というところで、昨年、人・農地プランを策定したところです。現地は、水田と牧草地でございます。 農地取得後も今まで通りプランに則って中心経営体にお任せし今まで通りの営農の形態をとられるとのことでした。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり指定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第13号の申請は原案のとおり指定することに決定しました。

議 長 日程第7 議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟